

## 羽田空港の機能・施設等に関する検討会 規約

### (目的)

第 1 条 羽田空港において、空港の有する機能・施設等の最適化を実現していくに当たり、幅広い視点から多様な意見を伺うため、「羽田空港の機能・施設等に関する検討会」を開催する。

### (構成)

第 2 条 検討会は、会議の長(以下「座長」という。)及び別紙に掲げる構成員で構成する。ただし、第 3 条第 1 項に規定する座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加または関係者の出席を求めることができる。

### (座長の任命等)

第 3 条 検討会に座長を1名置く。

2 座長は、構成員の互選によってこれを定める。

3 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名するものが、その職務を代理する。

### (議事の公開)

第 4 条 検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

### (事務局)

第 5 条 検討会の事務局は国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課及び空港計画課大都市圏空港調査室に置く。

### (守秘義務)

第 6 条 構成員及び関係者は、検討会を通じて知りえた秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については、検討会で定めるものとする。

### 付則

この規約は、令和5年10月4日から施行する。